

①空気環境の調整

1. 空気調和設備

～空気を浄化し、温度・湿度・流量を調整して供給排出できる設備を設けている場合～

測定項目	基準	測定器	測定時期
浮遊粉じんの量	空気1m3につき 0.15mg以下	グラスファイバーろ紙(0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器	2ヶ月以内ごとに1回定期に測定し、1日の使用時間中の平均値と比較すること。 (注1)
一酸化炭素の含有率	百万分の十以下 (注2)	検知管方式による一酸化炭素検定器	同上
二酸化炭素の含有率	百万分の千以下	検知管方式による二酸化炭素検定器	同上
温度	17 以上28 以下 (注3)	0.5度目盛の温度計	2ヶ月以内ごとに1回定期に測定する。使用時間中は常に基準に適合すること。
相対湿度	40%以上70%以下	0.5度目盛の乾湿球湿度計	同上
気流	0.5m毎秒以下	0.2m毎秒以上の気流を測定することができる風速計	同上
ホルムアルデヒドの量	空気1m3につき 0.1mg以下	2・4 - ジニトロフェニルヒドラジン捕集 - 高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4 - アミノ - 3 - ヒドラジノ - 5 - メルカプト - 1・2・4 - トリアゾール法により測定する機器、厚生労働大臣が別に指定する測定器	建築、大規模の修繕・模様替えの完了後使用開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間にその階層の居室において1回

(注1) 始業後から中間時及び中間時から終業時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって使用時間中の平均値として差し支えない。

測定方法：各階ごとに居室中央部の床上75cm以上150cm以下の位置で測定する。

(注2) 大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十をこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物においては百万分の二十とする。

(注3) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。

大規模の修繕・模様替えとは：建築物の主要構造部である壁・柱・はり・屋根・階段の一つ以上を修繕または模様替えをすることをいう。

【冷却塔・冷却水・加湿装置の点検】

使用を開始した時及び使用開始後1ヶ月以内ごとに1回、定期にその汚れの状況を点検し、必要に応じ清掃・換水等を行う。

ただし、1ヶ月を超える期間使用しない場合は、その使用しない期間については点検を要しない。

【空気調和設備内の排水受けの点検】

使用を開始した時及び使用開始後1ヶ月以内ごとに1回、定期にその汚れ・閉塞の状況を点検し、必要に応じて清掃等を行う。

ただし、1ヶ月を超える期間使用しない場合は、その使用しない期間については点検を要しない。

【冷却塔・冷却水の水管及び加湿装置の清掃】

1年以内ごとに1回定期に行う。

【冷却塔及び加湿装置に供給する水】

水道法第4条に規定する水質基準に適合するよう必要な措置をとる。

2. 機械換気設備

～空気を浄化し流量を調節して供給できる設備を設けている場合

測定項目	基準	測定器	測定時期
浮遊粉じんの量	空気1m3につき0.15mg以下	グラスファイバーろ紙(0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器	2ヶ月以内ごとに1回定期に測定し、1日の使用時間中の平均値と比較すること。 (注1)
一酸化炭素の含有率	百万分の十以下 (注2)	検知管方式による一酸化炭素検定器	同上
二酸化炭素の含有率	百万分の千以下	検知管方式による二酸化炭素検定器	同上
気流	0.5m毎秒以下	0.2m毎秒以上の気流を測定することができる風速計	2ヶ月以内ごとに1回定期に測定する。使用時間中は常に基準に適合すること。
ホルムアルデヒドの量	空気1m3につき0.1mg以下	2・4 - ジニトロフェニルヒドラジン捕集 - 高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4 - アミノ - 3 - ヒドラジノ - 5 - メルカプト - 1・2・4 - トリアゾール法により測定する機器、厚生労働大臣が別に指定する測定器	建築、大規模の修繕・模様替えの完了後使用開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間にその階層の居室において1回

注1、注2、測定方法は、空気調和設備の注1、注2、測定方法と同じ。